

臨時職員登録制度のお知らせ

総務課（内線560・561）

臨時職員登録制度は、伊予市の臨時職員として勤務することを希望する方に、事前に登録していただく制度です。

市は、登録した方の中から、必要に応じて面接等を行い、採用を決定します。

※登録制度のため、登録した方全員が雇用されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

※登録期間は、申し込みをした日から1年間です。

■募集する職種

下表のとおり

■応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、持参又は郵送してください。（免許証、資格者証の写しを同封してください。）

■申し込み・問い合わせ

総務課人事担当（〒799-13193、伊予市米湊820番地）

■職種など

職 種		賃 金	資格など
資格職	保育士	7,070円／日	○資格職は、各職種に適用される免許を持っている方、又は、登録を受けた方（取得見込みの場合は、その旨を記載すること） ○管理栄養士、事務職については、パソコン操作ができる方を優先します。
	幼稚園教諭		
	管理栄養士	8,120円／日	
事務職		6,400円／日	
学校給食調理支援員		885円／時間	



**AED（自動体外式除細動器）
無料貸し出しについて**

市では、皆さんが安全で安心して生活できるまちづくりの一環として、AED（自動体外式除細動器）の無料貸し出しを行っています。

■貸出料 無料（※ただし、貸出期間中の運搬や管理に要する経費は自己負担）

■貸出対象 市内で、市民10人以上が参加する営利を目的としない行事を主催する団体

■貸出条件 医療従事者、又は、AEDの取り扱いを含む救命講習などを受講した者が常時会場に配置される場合

■問い合わせ 防災安全課（内線564）



**10月1日
国勢調査
を実施します！**

10月1日現在で、全国一斉に国勢調査が行われます。この調査は、日本に住んでいるすべての方が対象となる最も基本的な統計調査です。

調査結果は、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データとなりますので、ご協力をお願いします。

※10月1日前後に世帯全員が長期間不在になる方は、伊予市まちづくり創造課にご連絡ください。

■問い合わせ まちづくり創造課（内線588）

児童扶養手当などの『現況届』をお忘れなく

福祉課(内線538・553)

■日時

8月19日(木)・20日(金)、9時～16時

■場所

伊予市市民会館1階会議室

■手当の種類

児童扶養手当

○必要書類 証書、認印など

○対象者 父又は母と生計が同一でない18歳未満の児童を監督・保護する母、又は養育している母以外の方(児童と同居し、監督・保護するとともに、その生計を維持している方)

○支給月額

▽児童が一人の場合

全額支給／41,720円

一部支給／所得に応じて41,720円から9,850円までの10円ぎさみの額

▽児童が二人の場合／5,000円加算

▽以下一人増えるごとに／3,000円加算

特別児童扶養手当

○必要書類 証書、認印、在学証明書など

○対象者 精神障害や身体障害

を持つ20歳未満の児童を家庭で監督・保護している養育者(児童が入所していないこと)

○支給月額

一級／50,750円

二級／33,800円

特別障害者手当

○必要書類 認印、年金証書、年金額改定通知書など

○対象者 20歳以上で身体又は精神障害が重複した重度の障害者で、日常生活で常に特別の介護が必要な方(在宅のみ)

○支給月額 26,440円

障害児福祉手当

○必要書類 認印

○対象者 20歳未満で重度障害があるため、日常生活で常に介護が必要な児童など

○支給月額 14,380円

※受給資格者には、個々に案内文を送付します。

※受給資格があっても届出をしていないと手当が受けられなくなります。

意見公募手続制度による意見を求めます

行政改革・政策推進室(内線668)

市では、次の1件について、伊予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

予市意見公募手続条例に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

■意見の提出期間

8月3日(火)～17日(火)

※直接持参の場合は、8時30分～17時15分(土・日曜日を除く。)

■意見の提出方法

意見提案書に必要事項を記入し、直接持参、郵便、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。

■提出先・問い合わせ

行政改革政策推進室
(〒799-1319、伊予市米湊820番地、☎983-13681、Eメール policy@city.iyo.lg.jp)

■政策等の名称

伊予市過疎地域自立促進計画(案)

■閲覧場所

○市政情報コーナー

・市役所1階ロビー

・中山地域事務所

・双海地域事務所

※伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)に見ることもできます。

『いよし安全・安心メール』の登録をお願いします

いよし安全・安心メールに登録すると、気象・地震情報や不審者情報がお持ちの携帯電話にメールで配信されます。

欲しい情報だけを選択することができますので、ぜひ登録をお願いします。

■登録時のメールアドレス
entry-iyoi@bousai-mail.jp

■問い合わせ
防災安全課
(内線564)



平成23年度市立幼稚園児を募集します

学校教育課（内線722）



○5歳児 平成17年4月2日～
平成18年4月1日出生

※市内に在住（住民登録をしている幼児）
※保護者が責任を持って送迎でき、集団活動が可能な幼児

■通園地域

小学校区を原則としますが、北山崎幼稚園・中山幼稚園は、それぞれ南山崎校区・双海校区を含みます。なお、各園の応募状況によっては、教育委員会で調整することがあります。

■入園費用

○入園料 5,000円

○保育料 6,000円/月

※料金は、改定することがあります。

市教育委員会では、平成23年度市立幼稚園児を募集します。

入園を希望する方は、申込用紙に必要事項を記入し、9月1日（水）16日（木）（土・日曜日を除く）の開園時間中に各幼稚園へお申し込みください。

※募集要項と申込用紙は、各幼稚園、学校教育課にあります。

■入園資格

○3歳児 平成19年4月2日～

平成20年4月1日出生

○4歳児

平成18年4月2日～
平成19年4月1日出生

■募集園児数

幼稚園名	3歳児	4歳児	5歳児
北山崎幼稚園 ☎982-3179	20人	22人	13人
からたち幼稚園 ☎982-4202	35人	1人	4人
伊予幼稚園 ☎982-4201	20人	9人	7人
中山幼稚園 ☎967-1266	20人	25人	24人

地域環境の保全・推進活動に補助します 伊予市循環型社会づくり推進活動費補助金

市民生活課（内線535）

市は、循環型社会づくり・地域環境の保全などを推進する市民活動に対して補助金の交付を行っています。

■補助の対象となる団体

市民で組織する団体

■補助金額 1事業につき10万円を上限とする

■補助の対象となる活動

①省資源、省エネルギー、3R（リデュース・リユース・リサイクル）など、循環型社会づくりへの市民意識の向上を目的とした啓発活動

■申込締切

9月10日（金）（応募多数の場合は、選考により決定します。）

平成23年度伊予市就学児童の教育相談のご案内

学校教育課（内線721）

市教育委員会では、平成23年度に本市の小学校に就学する幼児を対象に、伊予市就学児童教育相談を実施します。

子どもの就学について、悩みやお困りのことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

■相談日 8月27日（金）

■場所 伊予市中央公民館

■申込期限 8月19日（木）

■申込先・問い合わせ

伊予市教育委員会学校教育課

木造住宅の耐震診断の費用を補助します

都市整備課（内線543）

市では、木造住宅の耐震診断を受ける方に対し、費用の一部を補助しています。

自分の大切な命や財産を大地震から守るため、この補助制度をご活用ください。

■対象となる木造住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を受けた工法のものとは対象外）

○階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの

○併用住宅のうち、住宅以外の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のもの

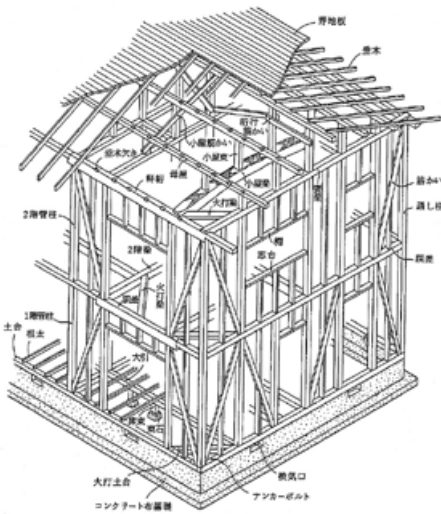
※ただし、専用住宅のうち、共同住宅及び長屋住宅は対象外です。

■補助対象者

対象となる住宅の所有者

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する耐震診断。



■補助金の額

補助対象経費の3分の2以内、最高2万円を限度に補助

■受付戸数

20戸分

■受付期間

9月1日(水)～11月30日(火)、8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※都市整備課窓口で事前相談を受け付けます。希望する方は、住宅の建築年度や構造が分かる資料（確認通知書の写し、建築物の登記事項証明書など）を持参してください。

市営住宅入居者の随時募集について

都市整備課（内線595）

平成22年度市営住宅の入居希望者を次のとおり募集します。

■募集対象住宅

中山・双海地域の市営住宅

■入居申込資格

○伊予市内に住所又は勤務場所があること。

○現在、住む所に困っていること。

○同居を予定する親族がいること。（条件により単身も可）

○世帯全員の所得月額が公営住宅法の定める基準額（15万8千円もしくは21万4千円）以下であること。

○地方税（市税）を滞納していないこと。

○いわゆる暴力団員でないこと。

■家賃

対象住宅の立地条件などにより算定された基礎額から、入居する方の所得にに応じて決定します。

■選考方法

申し込みは毎月末締めとし、住宅困窮度合いにより選考し難い場合は、翌月に公開抽選を行います。なお、空き家がない場合は、補欠入居者として登録し、空き家が生じた時点で公開抽選により入居順位を決定します。

特定公共賃貸住宅入居者の募集もしています

中山地区にある泉町団地、門前団地の入居者の募集も随時行います。入居申込資格や住宅の情報は、「広報いよし6月号」に掲載しています。

選考方法や応募手続きは市営住宅入居者の募集手続きと同じです。

詳しくは、都市整備課にご連絡ください。

※母子、高齢者心身障害者世帯などについては、入居順位の優遇があります。

■応募受付期間

8月2日(月)～平成23年1月31日(月)(8時30分～17時15分、土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

※受付順は、入居順位と関係ありません。

■応募手続き

都市整備課窓口においてある申込書に必要な事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

国民健康保険

「限度額適用認定証」などの申請について

健康保険課（内線524）

国民健康保険加入者で70歳未満の方には、申請することで「限度額適用認定証」を発行します。

この認定証を入院の際に医療機関の窓口に提示することで、その医療機関の一月の医療費の支払金額が世帯ごとの自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の70歳以上の方には、申請することで「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。この認定証を医療機関に提示することで、入院の際の支払金額が自己負担限度額までとなり、併せて入院中の食事代の減額を受けることができます。

現在交付されている認定証は、7月31日で期限が切れていますので、8月中に再度申請をしてください。

■窓口を持参するもの

- 国民健康保険被保険者証
- 印鑑
- 高齢受給者証（お持ちの方のみ）
- お手持ちの認定証（平成21年度交付者のみ）

○入院が90日を超える方は、領収書などの入院日数が確認できるもの

※国民健康保険税の滞納がある方、平成21年中に申告をしていない方は、認定証が発行できない場合があります。

※1月1日以降に転入した方は、1月1日現在にあった住所地の住民税所得・課税証明書（家族全員分）が必要です。



▶住吉まつりの花火（昨年）

後期高齢者医療制度

「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請について

健康保険課（内線524）

入院したときの食事代は、決められた一定額を自己負担します。

ただし、世帯全員が住民税非課税である方は、限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を提示すると、その負担額が減額されます。

※この減額認定証は、申請により交付されますので、該当する方は健康保険課窓口で申請をしてください。

ただし、平成21年度に減額認定証を交付されている方で、平成22年度も該当する方（保険料に未納がないこ

とが原則）は、減額認定証が保険証に同封されていますので、更新手続き（再申請の必要はありません）。

■申請に必要なもの

- 被保険者証（カード）
- 印鑑
- 入院が90日を超える方は、領収書などの入院日数が確認できるもの

※本人以外の方が申請する場合は、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参してください。

愛媛海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿の登録申請について

伊予市選挙管理委員会事務局（内線584）

平成22年9月1日を基準日として、次に該当する方の選挙人名簿

登録申請を受け付けます。

○1年に90日以上漁業に従事し、区域内に住所又は事業場を有する個人及び法人等（漁業法第86条第1〜3項）

■受付期間

9月1日（水）〜5日（日）

■取りまとめ先

各漁協（伊予・上灘・下灘）

※申請書は、伊予市選挙管理委員会事務局（市役所3階）にあります。

国民年金保険料の追納について

健康保険課（内線547）

国民年金の保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付した方と比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間について、10年以内であれば、保険料を納めることができます。

これを「追納」といいます。受け取る年金額を満額に近づけるために、追納をおすすめします。

追納は、原則として先に経過し

た期間から行うこととされていますが、「免除」が「学生納付特例」「納付猶予」より先に経過した月分である場合は、どちらを納めるか選択できます。

また、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は加算額がつきます。平成22年度中に追納する場合の加算額を含めた金額は、左表のとおりとなります。

■今年度追納する場合の保険料

年度	全額免除 (学生納付特例) (納付猶予)	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
12	15,770円	—	—	—
13	15,180円	—	—	—
14	14,590円	—	7,300円	—
15	14,360円	—	7,180円	—
16	14,180円	—	7,090円	—
17	14,220円	—	7,110円	—
18	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
19	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
20	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
21	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

追納を希望する方は、松山西年金事務所(☎925-5105)、又は、健康保険課でお申し込みください。

= 8月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
市・県民税 (第2期) 国民健康保険税 普通徴収 (第2期)	8月31日(火)	8月27日(金)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

伊予市非核平和都市宣言

伊予市は、人類共通の願いである世界恒久平和の理念に基づき、「つくらず・持たず・持ち込ませず」の非核三原則の完全実施を願い、核兵器の全面的廃絶と軍備縮小を全世界に訴えます。

※この宣言は、平成18年3月24日に伊予市議会において決議されました。

ホッフ ステップ 消費者力

◆「法テラス」をご存じですか？

身近で起きたトラブルや悩みに、気軽に相談できる場として平成18年10月に新設された日本司法支援センター(通称：法テラス)があります。

○情報提供…法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

○民事法律扶助…資力が乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立て替え

○犯罪被害者支援…被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

○他にも、司法過疎対策や国選弁護関連業務を行っています。

※ホームページ (<http://www.houterasu.or.jp/>)

※コールセンター ☎0570-078374

※法テラスのパンフレットは市役所にも置いています。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

農業者年金に加入しませんか？

農業委員会事務局（内線577）

■加入資格

60歳未満で、保険料免除を受けていない国民年金の第1号被保険者の農業者（年間60日以上農業に従事）の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金のメリット

○少子高齢化に強い年金

農業者年金は、自ら納めた保険料と運用益を積み立てています。加入者の減少や受給者の増加などがあっても、財政的な安定は損なわれない、少子高齢化時代にあった安心できる年金制度です。

○年金は生涯支給

（80歳までの保証つき）

原則65歳になれば年金は生涯支給されます（終身年金）。

仮に80歳前に亡くなった場合でも、農業者老齢年金を死亡した翌日から80歳に達するまでに支給する場合の支給総額の現在価値に相当する金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

○所得税・住民税の節税

保険料納付と年金給付の両方に税制上の優遇措置があります。

支払った保険料の15～30％程度が節税になります。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円まで全額非課税となります。

○国からの保険料助成がある

唯一の政策支援年金

認定農業者や青色申告農業者などの意欲ある担い手に対して、国から月額最高1万円の保険料補助があります（保険料の国庫補助）。一定要件を満たせば、国庫補助額も自分の年金として受け取れます。

○老後の設計に合わせて

自由に保険料を選択

月額2万円から6万7千円までの千円単位で自由を選択でき、また、いつでも保険料を見直すことができます。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（6月末日現在）

	6月	累計	前年比
発 生	11件	89件	－14件
死 者	0人	3人	＋2人
傷 者	16人	123人	－10人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（6月末日現在）

	6月	累計	前年比
侵 入 盗	3件	23件	－18件
自 動 車 盗	0件	3件	－1件
オートバイ盗	0件	4件	－5件
自 転 車 盗	2件	26件	＋3件
車 上 ね ら い	4件	23件	＋2件

安全は 一人ひとりの 意識から
安心は 人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
8	1(日)	(有)田中興業 中 山	967-0558
	7(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	8(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	14(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	15(日)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	21(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	22(日)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318
	28(土)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
9	29(日)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	4(土)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	5(日)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。

※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
くルールを守って楽しい花火く

伊予消防署 ☎ 982-0657



する。

○水を用意し、花火の残り火を完全に消す。

次のことはやめよう・注意しよう

○花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所で遊んだりしない。

○手持ちの筒もの花火は、手の位置に注意すること。

○風の強いときは、花火遊びをしない。

○吹き出し、打ち上げなどの筒もの花火は、途中で火が消えても筒をのぞかない。

○花火をほぐして遊ぶことは絶対しない。

花火で事故が起きた時の対処法

○やけどをした場合

まず、患部を流水で冷やす。患部に服がくっついていたりときは、無理に脱がせないでそのまま流水で冷やす。その後で医師の診断を受けてください。

○暴発・爆発した場合

正しい遊び方で遊んでいて事故

が起きた場合には、花火の燃えかすや袋を必ず保管しておき、購入したお店に連絡してください。（これができるように花火は露店などで販売できないことになっています。）
そして、事故状況や日時、商品名、やけどの程度、けがをした人の年齢、連絡先を確実に伝えてください。



『消防車・救急車に

制限速度はあるの?』

自動車運転していると気になる「制限速度」。消防車や救急車などの緊急自動車は、「スピード出せていいなあ」と思ったことはないでしょうか?ところが、その緊急自動車も制限速度はあります。

道路交通法では緊急自動車に限り、高速道路は100キロ、通常の道路は80キロまでスピードが出せると規定されています。だから、どんなに道が空いていても消防車・救急車はそのスピード制限を守ら

■伊予市管内の火災と救急出場件数(6月末日現在)

種別	6月分			累計		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	0	0	0	4	1	1
救急出場 件数	113	11	25	656	116	124

火災・救急 → 119		
☎	火災 救急病院	案内 982-5959

なければならぬのです。

緊急自動車は、1分1秒を争っています。自動車を運転中、緊急自動車近づいてきたときは、慌てず進路を譲ってください。

